

## (案)

## 沼川（高橋川）流域治水協議会 規約

## (名 称)

第1条 本会は、「沼川（高橋川）流域治水協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

## (目 的)

第2条 協議会は、沼津市西部に位置する沼川（高橋川）流域において、近年頻発する激甚な水害や気候変動による今後の降水量の増大と水害の激甚化、頻発化に備えるため、流域全体のあらゆる関係者が主体的に水害対策に取り組む「流域治水」を計画的に推進することを目的とする。

## (協議会の構成)

第3条 協議会は、別表－1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会は、各構成員の命により、各機関からの代理出席を認める。
- 3 協議会に会長を置き、構成員の互選により選出する。
- 4 その他の関係機関の参画が必要な場合は、協議会の同意を得て、構成員として追加できるものとする。

## (協議会の実施事項)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 沼川（高橋川）流域治水の全体像の検討及び共有
- 二 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策等を含む「水災害対策プラン（以下「プラン」という。）」の策定及び公表
- 三 プランの各対策における実施目標期間の設定
- 四 プランに位置付けた対策の進捗状況等のフォローアップ
- 五 その他、流域治水の計画的な推進に必要な事項

## (協議会の成立)

第5条 協議会は、構成員の3分の2以上の出席で成立するものとする。

- 2 各構成員は、協議会で決定した事項を尊重しなければならない。

## (会 議)

第6条 協議会は、会長が必要と認める時、もしくは構成員から要請があった場合に開催し、会議の議長は会長がこれにあたる。

- 2 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する構成員が、その職務を代行する。
- 3 諸般の事情により、会議の開催が困難な場合には、書面開催による決議とすることができる。

**（協議会資料等の公表）**

第 7 条 協議会の議事内容については、事務局が概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、協議会資料とともに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

**（幹事会）**

第 8 条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表－ 2 の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

**（会議の公開）**

第 9 条 協議会は、原則として公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することとする。

**（事務局）**

第 10 条 協議会及び幹事会の事務局を、静岡県沼津土木事務所及び沼津市建設部河川課に置く。

**（参考人からの意見聴取）**

第 11 条 協議会が必要と認める時、構成員以外（オブザーバー）に出席を求め、意見を聴取することができる。

**（雑 則）**

第 12 条 この規約に定めのない事項については、必要に応じて協議会の承認を得て定めるものとする。

**（附 則）**

本規約は、令和 4 年 12 月 27 日から施行する。

本規約は、令和 7 年 月 日に一部を改正する。

別表－１ 沼川（高橋川）流域治水協議会構成員

| 構成機関名 |         | 役職名       |
|-------|---------|-----------|
| 静岡県   | 農地計画課   | 課長        |
| 〃     | 農地保全課   | 課長        |
| 〃     | 道路保全課   | 課長        |
| 〃     | 河川企画課   | 課長        |
| 〃     | 河川海岸整備課 | 課長        |
| 〃     | 都市計画課   | 課長        |
| 〃     | 生活排水課   | 課長        |
| 〃     | 東部地域局   | 技監兼危機管理課長 |
| 〃     | 東部農林事務所 | 所長        |
| 〃     | 沼津土木事務所 | 所長        |
| 沼津市   | 建設部     | 部長        |
| 〃     | 産業振興部   | 部長        |
| 〃     | 都市計画部   | 部長        |
| 〃     | 水道部     | 部長        |
| 〃     |         | まちづくり統括監  |
| 〃     |         | 危機管理監     |

別表－２ 沼川（高橋川）流域治水協議会幹事会構成員

| 役職名          |                    |                       |
|--------------|--------------------|-----------------------|
| 静岡県          | 農地計画課              | 事業調整班長                |
| 〃            | 農地保全課              | 農地保全班長                |
| 〃            | 道路保全課              | 防災安全班長                |
| 〃            | 河川企画課              | 課長代理                  |
| 〃            | 河川海岸整備課            | 河川整備班長                |
| 〃            | 都市計画課              | 地域計画班長                |
| 〃            | 生活排水課              | 計画班長                  |
| 〃            | 東部地域局              | 危機管理課 危機管理班長          |
| <del>〃</del> | <del>東部農林事務所</del> | <del>農村整備課長</del>     |
| 〃            | 東部農林事務所            | 農村計画課長                |
| 〃            | 東部農林事務所            | 農地整備課長                |
| 〃            | 沼津土木事務所            | 技監兼下水道課長              |
| 〃            | 沼津土木事務所            | 企画検査課長                |
| 〃            | 沼津土木事務所            | 工事第１課長                |
| 〃            | 沼津土木事務所            | 都市計画課長                |
| 〃            | 沼津土木事務所            | 沼川新放水路整備課長            |
| 沼津市          | 建設部                | 河川課長                  |
| <del>〃</del> | <del>建設部</del>     | <del>建設デザイン調整室長</del> |
| 〃            | 建設部                | 建設デザイン政策課長            |
| 〃            | 建設部                | 道路管理課長                |
| 〃            | 産業振興部              | 農林農地課長                |
| 〃            | 都市計画部              | まちづくり政策課長             |
| <del>〃</del> | <del>都市計画部</del>   | <del>まちづくり指導課長</del>  |
| 〃            | 都市計画部              | 開発指導課長                |
| 〃            | 水道部                | 下水道整備課長               |
| 〃            |                    | 危機管理課長                |